

○専修大学研究活動上の不正行為の防止及び不正行為への対応に関する
規程

平成27年4月1日

制定

改正 令和元年5月23日

令和4年2月28日

(目的)

第1条 この規程は、専修大学（以下「本学」という。）において、研究活動に関わる全ての研究者（以下「研究者」という。）の研究活動上の不正行為を防止するために必要な事項及び不正行為が生じた場合における適正な対応に関し必要な事項を定めることにより、本学の研究活動に対する社会からの信頼を確保するとともに、公正な研究活動を活性化させることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としての基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 捏造（存在しないデータ、研究成果その他これらに類するものを存在したもののよう作成することをいう。）
- (2) 改ざん（研究資料、機器又は研究方法を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果その他これらに類するものを真正でないものに加工することをいう。）
- (3) 盗用（他の研究者のアイデア、分析方法若しくは解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解なく又は適切な表示なく流用することをいう。）
- (4) その他研究倫理から逸脱した不適切な行為

(責任体系)

第3条 本学に、不正行為の防止及び不正行為への対応のために、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とし、不正行為の防止及び不正行為への対応に関し、最終的な責任を負う。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って不正行為の防止及び不正行為への対応を行うことができるよう、必要な措

置を講ずる。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、学務担当理事とし、不正行為の防止及び不正行為への対応に関し、本学全体を統括する実質的な権限を有しその責任を負う。

2 統括管理責任者は、不正行為の防止及び不正行為への対応に関し、具体的な措置を講ずる。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、本学の研究者が所属する部局（学部、研究科、研究所及びセンターをいう。以下同じ。）の長とし、部局を統括する権限を有しその責任を負う。

2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下に、部局において、不正行為の防止対策の一環として研究倫理教育を定期的の実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告する。

(研究者の責務)

第7条 研究者は、学術研究の自由と自主性が、社会からの信頼と負託との上に成り立っていることを念頭に置き、公正な研究活動を遂行しなければならない。

2 研究者は、前条第2項の規定により実施される研究倫理教育を受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動の遂行に当たっては、関係する国際規範、法令、本学の諸規程及び研究活動規範等を遵守し、その信頼性を確保しなければならない。

4 研究者は、学術研究によって得た知の発信を社会に対して積極的に行い、その負託に応えるものとする。

5 研究者は、研究活動の正当性を証明することができる手段を確保するとともに、第三者による検証を可能とするため、研究成果の科学的根拠となる実験・観察記録ノート、実験データ、調査資料その他の研究資料（以下「研究データ等」という。）を適切な方法で記録し、及び保存し、開示請求等により必要と認められる場合は、これを開示しなければならない。

(研究データ等の保存期間)

第8条 研究データ等の保存期間は、原則として、当該論文等を発表した年度の翌年度から10年間とする。ただし、研究分野の特性等により、保存が本質

的に困難なもの、保存期間の延長が必要なもの等については、この限りでない。

(公益通報の受付)

第9条 不正行為に関する公益通報（本学の教職員、本学以外の研究機関の教職員その他の者からの告発（通報を含む。以下同じ。）をいう。以下「公益通報」という。）の受付窓口は、学長室とする。

2 公益通報は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談のいずれかの方法により受け付けるものとする。

(公益通報の取扱い)

第10条 公益通報を受けた場合は、学長室長は、告発者の個人情報等に配慮するとともに、直ちに、その旨を研究倫理教育責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。この場合において、報告を受けた統括管理責任者は、次条に定める不正行為に関する予備調査（以下「予備調査」という。）の対象となる公益通報については、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

2 公益通報は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者及びグループ、不正行為の様態等、事案の内容が示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示された告発を予備調査の対象とする。学会等の科学コミュニティその他公益通報以外の方法により不正行為の疑い等が指摘された場合も、同様とする。

(予備調査)

第11条 統括管理責任者は、前条第2項の告発があった場合は、第21条に定める不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、予備調査を行わせるものとする。

2 予備調査の調査内容は、次のとおりとする。

- (1) 不正行為が行われた可能性
- (2) 告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性
- (3) 第4項の規定による本調査の実施の可能性
- (4) 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係るものは、取下げに至った経緯及び事情
- (5) その他調査委員会が必要と認めるもの

3 予備調査に係る期間は、公益通報の受付日から30日以内とする。ただし、相当の理由があり、調査期間の延長が必要な場合は、この限りでない。

- 4 統括管理責任者は、予備調査の結果、告発がなされた事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきものと判断した場合は、調査委員会に、当該事案に関する本調査を行わせるものとする。
- 5 統括管理責任者は、予備調査の結果、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに告発者に通知し、及び最高管理責任者に報告するものとする。この場合において、本学は、予備調査に係る研究データ等を保存し、当該事案に係る研究費を配分した機関（以下「配分機関」という。）、告発者等の求めに応じ、これを開示するものとする。

（本調査に係る通知及び報告）

第12条 統括管理責任者は、本調査の実施を決定した場合は、その事案の告発者及び被告発者に対し、本調査の実施並びに調査委員会の構成員（以下「調査委員」という。）の氏名及び所属を通知し、当該本調査への協力を求める。この場合において、告発者及び被告発者は、代理人を選任することができるものとし、第15条の不服申立てについても、同様とする。

- 2 統括管理責任者は、本調査の実施について、理事長及び最高管理責任者並びに当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 告発者及び被告発者は、正当な理由がある場合は、調査委員について統括管理責任者に対し異議を申し立てることができる。
- 4 調査委員についての異議の申立ては、第1項の規定による通知日から14日以内に、異議申立書を統括管理責任者に提出しなければならない。
- 5 前2項の規定による異議の申立てがあった場合で、その内容を審査し、これを妥当であると判断したときは、統括管理責任者は、当該異議の申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

（本調査の調査内容、調査方法等）

第13条 本調査の調査内容は、原則として、次のとおりとする。ただし、研究分野の特性等に応じ、調査委員会の判断により、これを変更することができる。

- (1) 告発された事案に係る研究活動に関する論文及び研究データ等の精査
- (2) 関係者からのヒアリング
- (3) 再実験の検証
- (4) 被告発者の弁明の聴取

- (5) その他調査委員会が必要と認めるもの
- 2 本調査は、その実施の決定後、原則として30日以内に開始するものとする。
 - 3 第1項第3号に定めるもののほか、被告発者自らの意思により再実験を申し出て、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導及び監督の下で行うものとする。この場合において、再実験に要する期間は、研究分野の特性等に応じ、調査委員会の判断によるものとする。
 - 4 本調査の調査対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、当該事案に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができる。
 - 5 告発者、被告発者及び告発された事案に関係する者は、本調査を円滑に実施することができるよう、誠実に協力しなければならない。
 - 6 被告発者は、本調査において、自らが告発された事案に係る研究活動に関する疑いを覆そうとする場合には、自己の責任において科学的根拠を示して説明しなければならない。
 - 7 統括管理責任者は、本調査の実施に当たって、告発された事案に係る研究活動に関し、証拠となるような研究データ等の保全、当該事案に関連する場所の一時閉鎖等の措置を採るものとする。
 - 8 本学は、前項の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。
 - 9 統括管理責任者は、本調査の調査対象としている事案について配分機関等から求めがあった場合は、当該本調査の終了前であっても、その中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
 - 10 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究上又は技術上秘密とすべき情報の漏洩防止及び被告発者が了承した場合を除く告発者の特定防止に、十分配慮しなければならない。

（認定）

第14条 調査委員会は、前条第6項の規定による説明を受けるとともに、本調査によって得られた物的証拠、科学的証拠その他の証拠、被告発者の研究体制等、様々な点から客観的に不正行為の事実、故意の有無等を総合的に判断し、不正行為か否かの認定を行わなければならない。ただし、被告発者の自

認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 2 調査委員会は、本調査において、不正行為に関する証拠が提出された場合で、被告発者の説明及びその他の証拠によって不正行為の疑いが覆されないときは、当該事案を不正行為と認定するものとする。被告発者が研究データ等の不存在等、本来、存在すべき基本的な要素の不足により不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、災害等の被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により基本的な要素を十分に示すことができなくなったとき等、正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 前項の基本的な要素は、研究分野の特性等に応じ、調査委員会の判断によるものとする。
- 4 調査委員会は、本調査の調査対象とする事案において不正行為が行われたことが判明した場合は、次に掲げる事項について認定を行うものとする。
 - (1) 不正行為の内容
 - (2) 不正行為に関与した者及びその関与の度合い
 - (3) 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
 - (4) その他調査委員会が必要と認めるもの
- 5 調査委員会は、本調査を通じて告発が悪意（被告発者を陥れるため、被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する研究機関等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものであることが判明した場合は、その旨の認定を行うものとする。ただし、この認定を行うに当たっては、当該告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 6 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に不正行為か否かの認定を含む調査結果をまとめ、直ちに統括管理責任者に報告しなければならない。ただし、相当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 7 統括管理責任者は、前項の調査結果を、速やかに、告発者及び被告発者に通知し、理事長及び最高管理責任者並びに当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

（不服申立て）

第15条 不正行為を行ったと認定された被告発者及び告発が悪意に基づくもの

と認定された告発者は、その認定について統括管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立ては、当該認定日から14日以内に、不服申立書を統括管理責任者に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による不服申立てがあった場合は、統括管理責任者は、不服申立てがあった旨を関係する告発者及び被告発者に通知し、理事長及び最高管理責任者並びに当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。第5項の規定による再調査の実施の決定及び不服申立ての却下をしたときも、同様とする。
- 4 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、統括管理責任者は、調査委員を交代し、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。
- 5 調査委員会は、不正行為の認定に係る不服申立てについては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、統括管理責任者にこれを報告しなければならない。
- 6 統括管理責任者は、当該不服申立てを当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものであると調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないものとする。
- 7 調査委員会は、不正行為の認定に係る不服申立てにより再調査を行う決定を行った場合は、被告発者に対し、研究データ等の提出等、当該再調査への協力を求める。
- 8 調査委員会は、前項の協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合において、直ちに統括管理責任者にこれを報告しなければならない。
- 9 再調査に係る期間は、次のとおりとする。ただし、相当の理由があり、調査期間の延長が必要な場合は、この限りでない。
 - (1) 不正行為に関する不服申立てについての再調査に係る期間は、その開始日から50日以内
 - (2) 悪意に基づく告発に関する不服申立てについての再調査に係る期間は、不服申立ての受付日から30日以内

10 調査委員会は、調査結果を、直ちに統括管理責任者に報告しなければならない。

11 統括管理責任者は、調査結果又は審査の打切りについて、関係する告発者及び被告発者に通知し、理事長及び最高管理責任者並びに当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

(被告発者以外で不正行為に関与した者の取扱い)

第16条 第12条から前条までの規定は、被告発者以外で不正行為に関与した者の取扱いについて準用する。

(調査結果の公表)

第17条 最高管理責任者は、調査委員会により当該事案について不正行為又は悪意に基づく告発（以下「不正行為等」という。）が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 最高管理責任者は、調査委員会により当該事案について不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。

3 調査結果の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 所属、職名及び氏名
- (2) 調査内容及び調査結果
- (3) その他最高管理責任者が必要と認めるもの

4 第1項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていた場合は、当該不正行為に関与した者の氏名、所属等を公表しないことができる。

(意見具申)

第18条 最高管理責任者は、当該事案について不正行為等が行われたとの認定があった場合は、それに関与した者に対する処分に係る意見を、理事長に具申するものとする。

(懲戒処分その他の処分)

第19条 理事長は、最高管理責任者から前条の意見の具申があった場合は、懲罰委員会を設置し、その意見を受けて、懲戒処分その他の処分を行うものとする。

2 懲罰委員会の組織及び運営並びに懲罰事由、懲罰手続等について必要な事

項は、別に定める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、学生に対し、当該事案について不正行為等が行われたとの調査委員会による認定があった場合は、学長は、学則の定めるところにより処分を行うものとする。

(再発防止)

第20条 最高管理責任者は、懲戒処分があった場合は、本調査の結果及び当該懲戒処分について研究者に周知し、再発防止を図るものとする。

(調査委員会)

第21条 調査委員は、統括管理責任者が指名する。

- 2 調査委員は、2名以上とし、その半数以上を本学の研究機関に属さない外部の有識者で構成しなければならない。
- 3 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会に、委員長を置き、統括管理責任者がこれを指名する。
- 5 調査委員会は、調査方針、調査対象、調査方法、調査結果等について、統括管理責任者に報告しなければならない。

(守秘義務)

第22条 この規程に定める調査対象となる事案に関わった者は、当該事案において知り得た個人情報及び機密情報について守秘義務を負う。その職を退いた後も、同様とする。

(事務所管)

第23条 この規程に関する事務は、学長室学務課の所管とする。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、学長の意見を聴き、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月28日から施行する。